

8 計画における重点事項

男女共同参画の推進にあたって、最近の男女共同参画に関する動向や第1次プランにおける市の取組をふまえて、次の3つをこのプランの重点事項とします。

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の推進

男女がともに個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活をおくるために、また、個々の企業などが多様な人材を生かし、活力ある社会を築くためにも、仕事と生活の調和を可能にすることが大切です。

しかしながら、子育て期にある男性が長時間労働により生活時間の確保が難しい状況にあり、その一方で、家事・子育て、介護、地域活動などの多くを女性が担い、希望する形で働くことが困難となっています。

男女がともに自分らしい生き方を選択し、人生の各段階に応じて、仕事と子育て、介護、地域活動、自己啓発などが両立できる社会の実現に向けた支援をより一層推進していきます。

具体的施策

目標V－施策の方向1 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境の整備

◆市民への意識啓発（基本的施策①、③）

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や育児・介護休業制度についての情報提供、啓発講座を開催します。
- ・男性の家庭・地域生活への参加を促進するための講座を開催します。

◆事業所の取組の促進（基本的施策②、④）

- ・市内事業所に講師を派遣し、男女共同参画講座を開催します。
- ・競争入札参加資格審査における格付けに際して、子育て支援に取り組む事業者に加点をすることにより、事業者の取組を促進します。
- ・事業所内保育施設の整備や拡充・新設に要する経費などを補助します。

◆事業者としての市役所の取組（基本的施策⑤）

- ・市職員の育児休業・短時間勤務・部分休業、介護休暇の取得を促進します。
- ・市職員の労働時間短縮に向け、時間外勤務の縮減を徹底します。

*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と育児・介護などの家庭生活及びその他の活動の調和のとれた生活をさします。男女が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択できる社会の実現に向けた取組が必要とされています。

2 女性のチャレンジ支援

女性の就業率は向上し、様々な分野で活躍する女性が増えていますが、出産・子育てや介護の負担により就業を中断する女性はまだまだ少なくありません。そのため、女性の再就職や起業支援、就業を継続するための「再チャレンジ」支援を行っていきます。

また、就業だけでなく、政策・方針決定過程に参画して活躍することを目指す「上へのチャレンジ」や研究者・技術者など、従来女性が少なかった分野に新たに活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」に向けた支援にも力を入れて、NPO*・団体活動なども含め、様々な分野における女性のチャレンジを支援していきます。

具体的施策

目標Ⅳ－施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

◆行政・審議会等への女性の積極的登用（基本的施策①）

- ・ 審議会等委員への女性の積極的登用を促進します。
- ・ 市の女性職員の管理職への登用と職域の拡大を進めます。

◆事業者・団体による取組の促進（基本的施策②）

- ・ 自治会、地域団体の活動への参画促進と役職への積極的な登用について働きかけます。

目標Ⅵ－施策の方向3 女性の経済的自立とチャレンジ支援

◆再就職・起業支援（基本的施策①、②）

- ・ 再就職や起業支援のための情報提供・講座の開催、相談事業を行います。

◆女性のチャレンジ支援（基本的施策③）

- ・ 就労だけでなく、社会貢献、ボランティア活動、生涯学習など様々な分野での女性のチャレンジを支援するために、情報提供・講座の開催、相談事業を行います。

* NPO（エヌ・ピー・オー）

ボランティア団体や市民団体など、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得て活動するNPOも増えています。男女共同参画をはじめとして、福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っています。

3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為などの被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があり、男女共同参画社会の実現に向けて、女性に対する暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

配偶者等からの暴力については、市民意識調査において、女性の5人に1人が身体に対する暴力の被害経験があることが分かりました。また、配偶者暴力防止法*（DV防止法）の一部が改正され、自治体における一層の取組が求められています。

女性に対する暴力防止のための啓発事業を実施するとともに、各関係機関と連携を緊密にして、被害者の自立に向けた継続的な支援を行い、女性に対する暴力のないまちづくりを推進していきます。

具体的施策

目標Ⅱ－施策の方向1 性の尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

◆市民に向けた意識啓発（基本的施策①）

- ・女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた情報提供、啓発事業を実施します。

◆安心・安全なまちづくり（基本的施策②）

- ・防犯活動を強化し、女性が安心して生活できる安全なまちづくりを進めます。

目標Ⅱ－施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援

◆ドメスティック・バイオレンス防止対策（基本的施策①）

- ・「DV防止法に基づく基本計画」を策定し、啓発事業などDV防止対策に積極的に取り組みます。

◆被害者への支援（基本的施策②）

- ・被害者の相談、保護事業と自立支援に向けた情報提供を行います。

◆児童虐待防止対策（基本的施策③）

- ・子どもへの心理的・身体的被害を防止するため、児童虐待防止対策の取組と連携し、予防・相談事業を行います。

*セクシュアル・ハラスメント

一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。教育機関や福祉現場などでの「性的いやがらせ」も社会問題になっています。

*配偶者暴力防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律であり、平成13年に制定され、平成16年と19年の2度改正されている。

9

計画における数値目標

このプランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、次の39項目について数値目標を設定し、取り組んでいきます。

目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値(時点)	目標値(達成期限)	担当
1	5 Ⅲに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座年間開催数	35回 (平成20年度)	56回 (平成25年度)	男女共生推進課
2			講座・講演会等参加者数累計	6,254人 (平成19年度)	8,000人 (平成25年度)	
3	10	家庭教育、子育てセミナーの実施	生涯学習総合センターの講座の参加者数累計	20,000人 (平成19年度)	25,000人 (平成25年度末)	生涯学習総合センター・公民館
4	11	教職員の意識づくりと研修の充実	校内人権教育研修会講演会の開催校数	158校 (平成19年度)	165校 (平成25年度)	生涯学習振興課 人権教育推進室
5	14 Ⅲに再掲	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画推進講座開催数	11講座 (平成19年度)	15講座 (平成25年度)	生涯学習総合センター・公民館

目標Ⅱ 女性に対する暴力のないまちづくり

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	担当
6	24	防犯に関する情報の提供	「さいたま市あんしんメール」登録者数	16,890人 (平成19年度末)	25,000人 (平成25年度末)	安心安全課
7	25	地域における自主防犯活動の促進	防犯活動助成金交付団体数	423団体 (平成19年度末)	600団体 (平成25年度末)	交通防犯課
8	26	街路灯の設置及び維持管理	道路照明灯数	79,876灯 (平成19年度末)	88,200灯 (平成25年度末)	交通防犯課
9	37	子ども虐待ハイリスク妊産婦地域支援事業	ハイリスクフォロー率	95% (平成19年度末)	100% (平成25年度末)	保健所 地域保健課

目標Ⅲ 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	担当
—	5 Iに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座年間開催数	35回 (平成20年度)	56回 (平成25年度)	男女共生推進課
—			講座・講演会等参加者数累計	6,254人 (平成19年度)	8,000人 (平成25年度)	
—	14 Iに再掲	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画推進講座数	11講座 (平成19年度)	15講座 (平成25年度)	生涯学習総合センター・公民館

目標Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	担当
10	57	審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	35.4% (平成20年8月)	40.0% (平成25年度末)	全庁 男女共生推進課
11			女性がいない審議会の数	16件 (平成20年8月)	0件 (平成25年度末)	
12	75 Ⅶに 再掲	女性スポーツ指導者の育成	女性の体育指導委員数	97人 (平成20年度末)	123人 (平成25年度末)	体育課

目標Ⅴ 家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	担当
13	80	事業所内保育施設推進事業	事業所内保育施設数	1か所 (平成20年度末)	16か所 (平成25年度末)	保育課
14	84	育児・介護休業取得の促進	男性職員の育児休業取得率	3.0% (平成19年度)	5.0% (平成21年度)	人事課
15	85	労働時間短縮の啓発	時間外勤務360時間/年以上の職員比率	13.6% (平成19年度)	0% (平成21年度)	人事課
16	89	子育て情報の提供	子育てWEBアクセス数	24万件/年 (平成19年度)	30万件/年 (平成25年度)	子育て支援課
17			子育てWEB会員登録数	630件 (平成20年7月)	1,000件 (平成25年度末)	
18	93	子育て支援拠点施設整備・運営事業	単独型施設数	7か所 (平成20年度末)	10か所 (平成25年度末)	子育て企画課 子育て支援課 保育課
19			保育所併設型施設数	38か所 (平成20年度末)	48か所 (平成25年度末)	
20	94	ファミリー・サポート・センターの充実	会員登録数	3,272人 (平成19年度末)	3,800人 (平成25年度末)	子育て支援課
21	99	低年齢児童保育と病児保育の拡充	病児保育実施施設数	3か所 (平成20年度末)	10か所 (平成25年度末)	保育課

第2章 基本的な考え方

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	担当
22	100	市認定保育室の充実	認定こども園施設数	1か所 (平成20年度末)	11か所 (平成25年度末)	保育課
23			預かり保育実施園数	70園 (平成20年度末)	市内全私立保育園 (平成25年度末)	
24	101	放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブ施設数	147か所 (平成20年度末)	190か所 (平成25年度末)	子育て支援課
25			放課後児童クラブ受入児童数	6,403人 (平成20年度末)	7,500人 (平成25年度末)	
26	103	生きがい活動事業の充実	講座受講者数累計	50,000人 (平成19年度)	60,000人 (平成25年度末)	生涯学習総合センター・公民館
27	105	シルバーバンクの充実	登録者数	200人 (平成20年度末)	1,500人 (平成25年度末)	高齢福祉課
28	109	認知症高齢者総合支援事業	認知症サポーター活性化養成講座受講者数	5,022人 (平成20年度)	9,350人 (平成21年度末)	高齢福祉課
29	111	介護保険関連施設等の整備促進	施設の定員	5,309人 (平成20年度末)	7,214人 (平成25年度末)	高齢福祉課
30	112	高齢者地域ケア・ネットワークの構築	ネットワーク構築地区数	12地区 (平成20年度末)	47地区 (平成25年度末)	介護保険課 高齢福祉課
31	114 区に再掲	NPO・ボランティア等の活動への参加促進	市民活動サポートセンター利用登録団体数	371団体 (平成19年度末)	900団体 (平成25年度末)	コミュニティ課 市民活動支援室
32	120	自主防災活動の推進	自主防災組織結成率	83.3% (平成20年11月末)	90% (平成24年度末)	防災課
33	123	交通バリアフリーの推進	鉄道駅エレベーター設置率	改札外76% 改札内74% (平成20年度末)	100% (平成25年度末)	交通企画課

目標Ⅵ 男女が経済的に自立し、働きやすいまちづくり

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	担当
34	134	早期起業家教育事業の実施	公募型事業に対する応募者数累計	430人 (平成20年度末)	1,000人 (平成25年度末)	経済政策課
35	148	起業家支援事業	インキュベーション施設からの起業数累計	5社 (平成20年度末)	25社 (平成21~25年度)	産業展開推進課

目標Ⅶ 男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	担当
36	160	乳がん・子宮がん検診等の実施	市が実施する乳がん・子宮がん検診の受診者の割合	乳がん13% 子宮がん15.8% (平成19年度)	乳がん15%以上 子宮がん20%以上 (平成22年度)	保健所 地域保健課
37	164	妊婦・乳幼児健康診査の充実	妊婦健診受診率	94% (平成19年度末)	99% (平成25年度末)	保健所 地域保健課
38			各種乳幼児健診受診率の平均	90% (平成19年度末)	95%以上 (平成25年度末)	
—	75 Ⅳに 再掲	女性スポーツ指導者の育成	女性の体育指導委員数	97人 (平成20年度末)	123人 (平成25年度末)	体育課

目標Ⅷ 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

No.	事業番号	推進事業	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	担当
—	114 Ⅴに 再掲	NPO・ボランティア等の活動への参加促進	市民活動サポートセンター利用登録団体数	371団体 (平成19年度末)	900団体 (平成25年度末)	コミュニティ課 市民活動支援室
39	200	団体・交流支援事業の充実	センター利用者数	15,000人 (平成20年度)	20,000人 (平成25年度)	男女共生推進課